

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 厚生年金保険の遺族年金と相続税

**Q** : 会社員の夫が死亡し、先日、厚生年金保険から遺族年金が支給される旨の通知を受けました。

ところで、この遺族年金にも相続税が課税されるのでしょうか。

**A** : 相続税は課税されません。

### 【解説】

被相続人の死亡によって相続人が受けることとなる遺族年金の受給権は、法律等の規定により相続人等が原始的に取得するものですが、その経済的実質は相続財産を取得するのと異なりません。

そこで、相続税法上は、その経済的実質に着目して、これを相続又は遺贈によって取得したものとみなして相続税の課税対象としています。この相続財産とみなされる受給権を「契約に基づかない定期金に関する権利」といいます。

ご主人の死亡によってあなたが取得された厚生年金保険法による遺族年金をもらう権利も、相続税法上、「契約に基づかない定期金に関する権利」として相続財産とみなされます。

しかし、厚生年金保険法に基づく遺族年金は、遺族の主たる生活資源であり、その支給の趣旨(社会保障)と担税力等を考慮し、同法に非課税規定が設けられていますので、相続税は課税されないことになります。



KIMIYO・I